

第2回 下水道の事業運営のあり方に関する検討会 議事要旨

日 時 平成25年6月10日（月） 13：00～15：30

場 所 日本下水道協会 大会議室

出席者 委員長 花木委員(東京大学)
委員 井出委員、佐久間委員、田村委員、中北委員、吉田委員、芝崎委員、長谷川(浩)委員、三田村委員、上田委員、軸丸委員、木下委員、長谷川(健)委員、松木委員、山本委員代理、塩路委員
特別委員 増田特別委員(国土交通省)、黒野特別委員(日本下水道協会)
特別出席 志水氏(日進市)、加藤氏(日進市)
オブザーバー 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部
事務局 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
公益社団法人日本下水道協会

□ 議事：1. 開会

2. 主催者挨拶(国土交通省)
3. 委員長挨拶
4. 議事

- (1) 市町村における下水道事業の概況と課題抽出について
- (2) 地方公共団体のヒアリングについて
 - ・愛知県
 - ・愛知県日進市
 - ・群馬県中之条町
 - ・千葉県長生村

5. 閉会
-

□ 配付資料：議事次第

- 資料1 委員等名簿
 - 資料2 第1回検討会議事要旨
 - 資料3 市町村における下水道事業の概況と課題抽出について
 - 資料4 愛知県発表資料
 - 資料5 愛知県日進市発表資料
 - 資料6 群馬県中之条町発表資料
 - 資料7 千葉県長生村発表資料
 - 資料8 検討内容と今後のスケジュール
-

□ 議事要旨

(1) 市町村における下水道事業の概況と課題抽出について

事務局より、資料3に基づき、市町村における下水道事業の概況と課題抽出についての説明が行われた後、質疑応答を行った。主な意見及び質疑応答内容は以下のとおりである。

1) 経費回収率について

- ・ 内容の妥当性について確認できれば、分類結果を公表しても良いのではないか。各自治体において、自らの状況を個別に評価あるいは他の自治体と比較するなど、危機感

をもってもらうことが重要である。

- ・ 経費回収率については、どのような要因で改善が見られたのか（例えば、使用料を上げたことにより改善されたのか、あるいは汚水処理費を削減したことにより改善されたのか）を精査する必要がある。
- ・ 経費回収率の改善要因については、使用料の回収に協力的な意識を持つ住民が増えることが経費回収率の向上に寄与すると考えられるので、平成17年度と平成22年度の間でどの程度変化があったかのデータ整理を併せて行う必要がある。
- ・ 経費回収率の改善要因として、使用料単価の向上よりも、起債償還の減少の影響度が大きいと考えられる。
- ・ 企業会計化していない自治体は減価償却費の積み上げができず、資本費は本法のような概算によっている。それで良いと思う。

2) 職員数について

- ・ 維持管理の仕事内容は自治体によって異なる。民間委託が進んでいる自治体に関しては職員が少ないと考えられるため、仕事内容が同じものであるかの確認が必要である。
- ・ 事業の形態（単独公共下水道か、処理場を持たない流域関連公共下水道か）によって分析してはどうか。

（事務局）

- ・ 今回の試算を参考にして、中小市町村の下水道事業を維持管理するために必要な職員数を、基本的な考え方だけでも明らかにしていくことが必要であると考えている。
- ・ 既存資料を用いたため、データ整理の精度が粗いことは否めない。公表に耐えうるようなデータ精査を行い、各首長が下水道事業をやる気になっていただけるような整理（ベンチマーク化など）をしていく必要がある。

（2）地方公共団体へのヒアリング

I. 愛知県

資料4に基づき、愛知県の流域下水道事業についての説明が行われた後、質疑応答を行った。主な意見及び質疑応答内容は以下のとおりである。

- ・ 職員の配置について、下水道関係については一般行政から的人事異動はないのか。
- ・ 技術職員が、道路や川などとの間で異動している状況。
- ・ 指定管理者制度や民間委託では、具体的にどのような評価を行っているのか。
- ・ 契約においてモニタリングの評価項目を設けており、流域下水道を統括する建設事務所の職員が評価を行っている。要求水準の達成状況については評価しているが、水質管理状況や費用とのバランスなどの細かな評価を行う体制にはなっていない。
- ・ 市町村の維持管理負担金の設定方法はどうなっているのか。
- ・ 詳細に積み上げて設定理由を示している。必要な費用は頂いている。

- ・ 指定管理者（専門家集団である公社）に対する評価は、県が行っているのか。
- ・ スペシャリストの業務をゼネラリストが評価する形にはなっているが、要求水準を満たしているかの管理を県が行っている。

II. 愛知県日進市

資料 5 に基づき、愛知県日進市の下水道事業についての説明が行われた後、質疑応答を行った。主な意見及び質疑応答内容は以下のとおりである。

- ・ 下水道担当職員の異動状況について教えてほしい。
- ・ 土木系職員が市全体でも 10 人もいない。道路等他の部局に異動した後下水道課に戻ってくるかどうかはわからない。近年はキャリア採用ということで技術系の中間管理職を採用しているが、当該人材が下水道の専門家というわけではない。
- ・ 本市では、近年も人口増加中だが、新技術（例えば汚泥処理技術）については JS に委託しているのか。
- ・ 基本的には JS に相談しながら、時代に即した汚泥処理方法の採用をお願いしている。
- ・ 本市として新しい技術に取り組みたいという思いはあるか。
- ・ よい処理方式があれば採用していきたい。コスト面等不安な要素もあるので、JS 等と相談しながら検討していきたい。新技術に関する情報は研修等で収集している。資源化に関する財源の確保ができないのが現状である。
- ・ 県としても、エネルギー利用の推進は国策であり、非常用電源としてリスク管理にも資するという説明をしているが、コストが高くななか市町村の理解が得られ難い。国の財政的支援があればより導入が進むのではないか。
- ・ 積算業務は土木技術職員が直営で行っているのか。JS に委託しているのは処理場関係のみなのか。
- ・ 管渠関係はコンサルに委託しており、処理場関係は JS に委託している。
- ・ 老朽化した施設の改築更新費用が今後重くのしかかってくると考えられるが、費用削減の工夫を行っているか。
- ・ 昨年度、公共下水道の管路の長寿命化計画を策定したが、今のところ施設は健全と評価されている。改築更新の費用削減は、今後取り組んでいくべき課題と認識している。

III. 群馬県中之条町

資料 6 に基づき、群馬県中之条町の下水道事業についての説明が行われた後、質疑応答を行った。主な意見及び主な質疑応答内容は以下のとおりである。

- ・ 下水道係の 3 名は大体同年代の人たちが持ち上がっている形なのか。
- ・ その通りである。10 年くらい新規採用は行っていない。
- ・ 次の世代の人材育成も難しい状況なのか。

- ・ 現状は全て委託という形なので、人材育成という考え方になっていない。
- ・ 下水道以外の部署の土木系職員との人材交流はないのか。
- ・ 建設課自体の土木系職員が少なくなっている状況である。
- ・ 下水道料金の滞納はあるか。また滞納はどの自治体にもあるものなのか。
- ・ 滞納はある。集金業務は専門に扱う部署で対応している。
- ・ 本市でも滞納はある。本市の場合は一昨年から強制徴収を行っている。強制徴収には、未収料金の回収のほかに、その事実を知ってもらうことで、滞納の減少を図る目的がある。また、本市では、水道料金と下水道料金を同時に徴収しており、下水道料金を滞納する世帯でも水道供給を止める場合がある。これらの対応策により、滞納率、滞納額とも減少している
- ・ 下水道料金の滞納が下水道事業経営の圧迫になっているのか。
- ・ 滞納については議会の目が厳しい。
- ・ 本市の場合は、下水道収入が 5 億円弱あり、滞納額は 1500 万円程になる。
- ・ 国の方では滞納率という統計資料がないため整理していないが、必要であれば見るべきと考えている。滞納が経営に直接関係するというより、公平性という意味から滞納率を削減する必要があると考えられる。
- ・ 水道料金が高いので、下水道料金も上げられないということであったが、水道も貴町がやっているのか。
- ・ 水道については上水道（企業会計）と簡易水道（地方公営企業）がある。
- ・ 下水道事業として交付措置されている部分が地方財政措置を経由して入ってきていると思うが、そのあたりの区分けについて教えて頂きたい。
- ・ 可能であればまた後日示したい。

IV. 千葉県長生村

資料 7 に基づき、千葉県長生村の下水道事業についての説明が行われた後、質疑応答を行った。主な意見及び主な質疑応答内容は以下のとおりである。

- ・ 業務手順書は全庁的に仕様化されているものか。
- ・ 5 年前に行行政改革推進課が立ち上げたもので、全庁的に作成している。内容的に不足している箇所が見つかった場合は、その段階で発見した人が不足を補い、使いやすいものに更新を続けている。
- ・ デザインレビュー検討委員会を通じて、下水道部署外の職員も、ある程度下水道の状況について理解が進んでいるのか。
- ・ 今まで部所間を横断して議論する場がなかったが、副村長の発案で設置された本検討委員会により、技術職員全員が力を合わせて事に当たれるようになった。下水道係と他部署の間を異動できるような人材を育成することも目的の一つとなっている。

- ・ 台帳の整備はされているのか。管渠について、定期的に清掃、TV カメラ調査をやっているのか。台帳がある場合、清掃や調査の結果を台帳に反映させることのできる仕組みになっているかどうか。
- ・ 下水道台帳は電子データで整備されている。清掃については、幹線管渠について毎年 5km 程場所を変えて行っている。TV カメラ調査も行っているが、結果を電子化された台帳に反映するシステムはなく、紙ベースで保存している。
- ・ 管路管理業協会の案で下水道管路維持管理計画策定の JIS 規格を制定した。公共施設の維持管理に係る JIS 化は日本で初めてである。
- ・ 意志決定や判断は下水道管理者が行うべき業務とされているが、村として意志決定や判断を行う際のポイントはあるか。
- ・ 課長職で組織される企画委員会が設けられており、業務実施の判断について議論を行っている。下水道に詳しくない人材が課長になった場合でもお互いにフォローし合えるような組織体制となっている。また、デザインレビュー検討会において若手技術者が自由な議論で発案した事案の判断を、企画委員会で管理職が補足できるようになっている。両者とも全庁横断的に垣根を取っている。

以上